

第3期 新ひだか町

子ども・子育て支援事業計画



【令和7年度～令和11年度】

— 新ひだか町 —

## 目 次

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の背景	2
2. 子ども・子育て支援制度の概要	3
3. 計画の位置づけ（他の関連計画等との整合性）	4
4. 計画の対象となる「こども」	4
5. 計画の期間	4
6. 計画の策定方法	5
7. 教育・保育提供区域の設定	6
第2章 本町の現状	
1. 人口の現状と将来推計	8
2. 乳幼児の推移	9
3. 児童・生徒の推移	10
第3章 子ども・子育て支援サービス	
1. 保育の必要性の認定	12
2. 子ども・子育て支援事業計画の体系	13
3. 乳児期の教育・保育の量の見込み	14
4. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容	20
（1）利用者支援事業	20
（2）地域子育て支援拠点事業	21
（3）妊婦等包括相談支援事業	22
（4）妊婦健康診査	23
（5）乳児家庭全戸訪問事業	24
（6）養育支援訪問事業	25
（7）子育て世帯訪問支援事業	26
（8）産後ケア事業	27
（9）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	28
（10）子育て短期支援事業	29
（11）子育て援助活動支援事業	30
（12）一時預かり事業	31
（13）延長保育事業	32
（14）病児保育事業	33
（15）乳児等通園支援事業	34
（16）放課後児童健全育成事業	35
（17）児童育成支援拠点事業	36
（18）親子関係形成支援事業	37
（19）実費徴収に係る補足給付を行う事業	38
（20）多様な事業者の参入促進・能力活用事業	39
第4章 計画の推進に向けて	
1. 計画の推進に向けて	41
2. 計画の進行管理	41

# 第1章

## 計画の概要

## 1. 計画策定の背景

---

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、社会構造の変化に伴い、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、児童虐待の相談件数の増加や、孤立する妊産婦・子育て家庭の顕在化が進んでおり、子育てに困難を抱える家庭が全国的に増加しています。これに対応するため、国は、こどもと家庭を社会全体で支える包括的な支援体制の強化を急務として進めてきました。

このような背景のもと、子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針である「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業並びに仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が、令和6年2月13日に改定され、同年4月1日から施行されました。この改定では、子育て家庭に対する切れ目のない支援の必要性が一層強調されており、地域の実情に応じた柔軟かつ包括的な支援体制の整備が求められています。

また、令和4年には「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が成立し、市町村における「こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。このセンターは、児童福祉と母子保健の機能を一体的に担い、妊産婦や子育て家庭が抱える複合的な課題に対して、切れ目のない支援を提供する中核的な機関と位置づけられています。加えて、支援を必要とするこどもや妊産婦に対して「支援計画（サポートプラン）」を作成する仕組みも導入され、関係機関との連携による継続的な支援が制度化されました。

当町におきましても、子育て家庭の多様なニーズに対応し、地域で安心して子育てができる環境を整えることが重要な課題になっているとともに、人口減少や高齢化が進行する中で、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、孤立を防ぐための地域とのつながりの構築が求められています。

こうした国の制度改正や地域の現情を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、新ひだか町に暮らす全てのこどもと家庭が健やかに育ち、安心して子育てができる社会の実現に向けた取り組みを進めます。

## 2. 子ども・子育て支援制度の概要

### 子ども・子育て支援制度の 基本的な方向性

「子ども・子育て支援制度」は、子ども・子育て支援法などの関連法に基づき、子育て家庭への支援を総合的かつ計画的に行うために創設された制度で、その基本的な方向は **3つの柱** に基づいています。

- (1) 質の高い教育・保育の提供
- (2) 地域の実情に応じた多様な子育て支援の充実
- (3) 市町村によるニーズ把握と計画的な事業実施



**「すべての子どもが  
健やかに育つ社会の実現」**

### (1) 質の高い教育・保育の提供

- 幼稚園、保育所、認定こども園などの教育・保育施設における「質の向上」を重視しています。
- 幼児期の教育・保育がこどもの健やかな育ちに重要であることを踏まえ、共通の指針に基づく保育・教育内容の整備を目指しています。
- 認定こども園の整備や職員の専門性向上の促進を図ることとしています。

### (2) 地域の実情に応じた多様な子育て支援の充実

- 地域子ども・子育て支援事業を通じて、子育て家庭の多様なニーズに対応し、事業の充実を図ることとしています。(一時預かり、地域子育て支援事業、妊婦検診など)
- 子育て支援の「すき間」を埋める柔軟な支援体制を構築することを目指しており、地域の実情を踏まえた事業展開が求められています。

### (3) 市町村によるニーズ把握と計画的な事業実施

- 各市町村は保護者や地域のニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。
- 計画に基づいて、地域に必要とされる教育・保育の量や必要とされる地域支援事業の種類や規模を明示し、各種事業の展開を計画的に進め地域の子育て環境の充実を図ることとしています。

### 3. 計画の位置づけ（他の関連計画等との整合性）

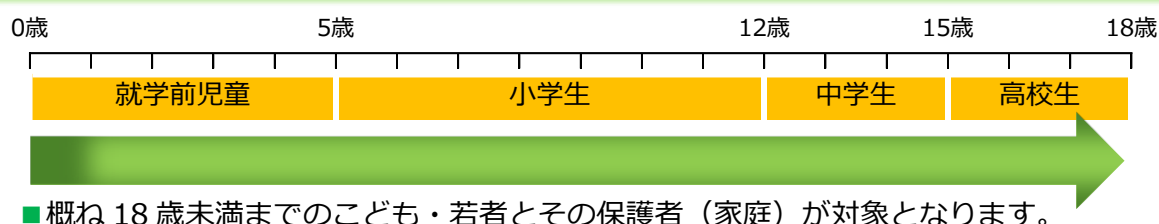
本計画は、子ども・子育て支援法第1条に規定する目的および第2条に定める基本理念を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定するものです。

教育・保育および地域における、子ども・子育て支援事業に関する提供体制の確保や実施時期に加え、子ども・子育て支援法に基づく業務を円滑に行うための内容を定めています。

また、本町の将来像の実現に向けた指針である「新ひだか町総合計画」などの上位・関連計画との整合性を確保し、相互に連携を図りながら、施策の総合的かつ効果的な推進を目指します。

さらに、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律、母子保健法などの関係法令の趣旨を踏まえ、こどもが心身ともに健やかに成長・発達できる環境づくりを推進します。そのために、庁内関係部署および関係機関との連携を強化し、総合的な子ども・子育て支援施策の展開を行っていきます。

### 4. 計画の対象となる「こども」



### 5. 計画の期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期新ひだか町 子ども・子育て支援事業計画					第3期新ひだか町 子ども・子育て支援事業計画				
		中間 見直し		第3期 計画策定			中間 見直し		第4期 計画策定

- 本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年を計画期間とします。
- 計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行います。

## 6. 計画の策定方法

### (1) 町民アンケート調査の実施

第3期新ひだか町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、地域の子育て環境の現状や保護者のニーズを的確に把握し、より実効性のある施策を構築することが重要です。そのため、町では、0歳から12歳（平成24年4月2日から令和6年7月1日生まれ）までのこどもがいる家庭の保護者の方々を対象に、「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

本調査は、子育て家庭が日常生活の中で感じている困りごとや望んでいる支援、現在利用している子育て支援サービスに対する満足度等を把握することを目的に実施しており、町が今後進めていく子育て支援施策の方向性を定め、住民の声を反映させた計画を策定するための重要な基礎資料となるものです。

また、町内の保育所・認定こども園・幼稚園などの保育事業者を対象としたヒアリング調査も併せて実施し、保育現場の実情や、保護者から寄せられる意見・要望などを把握しました。これらの調査結果は、地域の実情に即した子育て支援の充実を図るための貴重な資料として、計画に的確に反映します。

#### 【アンケート実施概要】

- 実施期間：令和6年8月26日～令和6年9月14日
- 配布・回収方法：WEB回答（Google フォーム）
- 回答数/回収率：

調査種別	対象児童数	世帯数	回答数	回答率
就学前児童	689人	522	148	28.4%
小学生(児童クラブ利用者)	911人	685	282	41.2%

### (2) 新ひだか町「子ども・子育て会議」での審議

本計画の策定にあたり、地域における子ども・子育て支援の現状や課題を多角的に把握し、実効性のある計画とするため、「新ひだか町子ども・子育て会議」において計画の内容に関する審議を行いました。この会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、設置した機関であり、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関して必要な調査・審議を行うことを目的としています。新ひだか町では、学識経験者、保育・教育・福祉・医療等の分野の関係者、関係行政機関の職員など、子ども・子育て支援に関わる多様な立場の14名の委員で会議を構成しており、各分野の専門的な知見や現場の声を反映した審議が行われました。

会議では、町民アンケートや保育事業者ヒアリングの結果を共有しながら、保育サービスの量的・質的確保や子育て支援の充実、地域全体でこどもと子育て家庭を支える体制づくりなどについて、活発な議論が交わされました。各委員からは、それぞれの経験や専門性を活かした具体的な意見が寄せられ、地域の実情に即した効果的な施策の検討につながりました。

## 7. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定する際に、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供する「提供区域」を定め、区域ごとに必要なサービスの「量の見込み」や、それを確保するための「方策」を明らかにすることが求められています。

### (1) 教育・保育提供区域の考え方（国から示された教育・保育提供区域の考え方）

項目	内容
①区域設定の考慮要素	地理的条件、交通事情、サービス利用状況、施設整備状況など地域の実情を踏まえて設定
②区域の役割	地域型保育事業認可時の需給調整の判断基準として活用
③地域子育て支援との整合性	地域子ども・子育て支援事業と同一区域が基本。ただし、実態に応じて区分や事業ごとの設定も可

### (2) 提供区域設定にあたっての留意事項

ポイント	主な確認事項
① 事業量の調整単位として適切か	<ul style="list-style-type: none"><li>● 区域内の児童数や面積の規模</li><li>● 区域ごとにサービス量</li><li>● 区域ごとに確保策を打ち出せるか</li></ul>
② 利用実態を反映しているか	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保護者の移動状況（通勤・通園）</li><li>● 区域内で施設あっせん等が可能か</li><li>● 既存の事業運営方針との整合</li></ul>

### (3) 本町における教育・保育提供区域の設定

新ひだか町では、町内全域を1つの教育・保育提供区域として設定し、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を実施することとしています。これは、町内の施設配置、保護者の利用実態、今後のニーズを踏まえて決定したものです。

### (4) 提供区域を1区域とする理由

本町では、「保育所」や「幼稚園」が町内各地域に設置されており、町全域に対して教育・保育サービスを提供できる体制が確保されています。また、保護者が居住地にかかわらず利用希望に応じた施設を柔軟に選択できるようにしており、利便性の高い運用がなされています。

こうした状況を踏まえ、町全体の教育・保育資源をバランスよく活用する観点から、提供区域を町内全域で一つに設定することが適切と捉え、地域の実情に即した柔軟で実効性のある子育て支援施策を推進するため、町内全域を一つの提供区域とする体制を継続していきます。

## 第2章

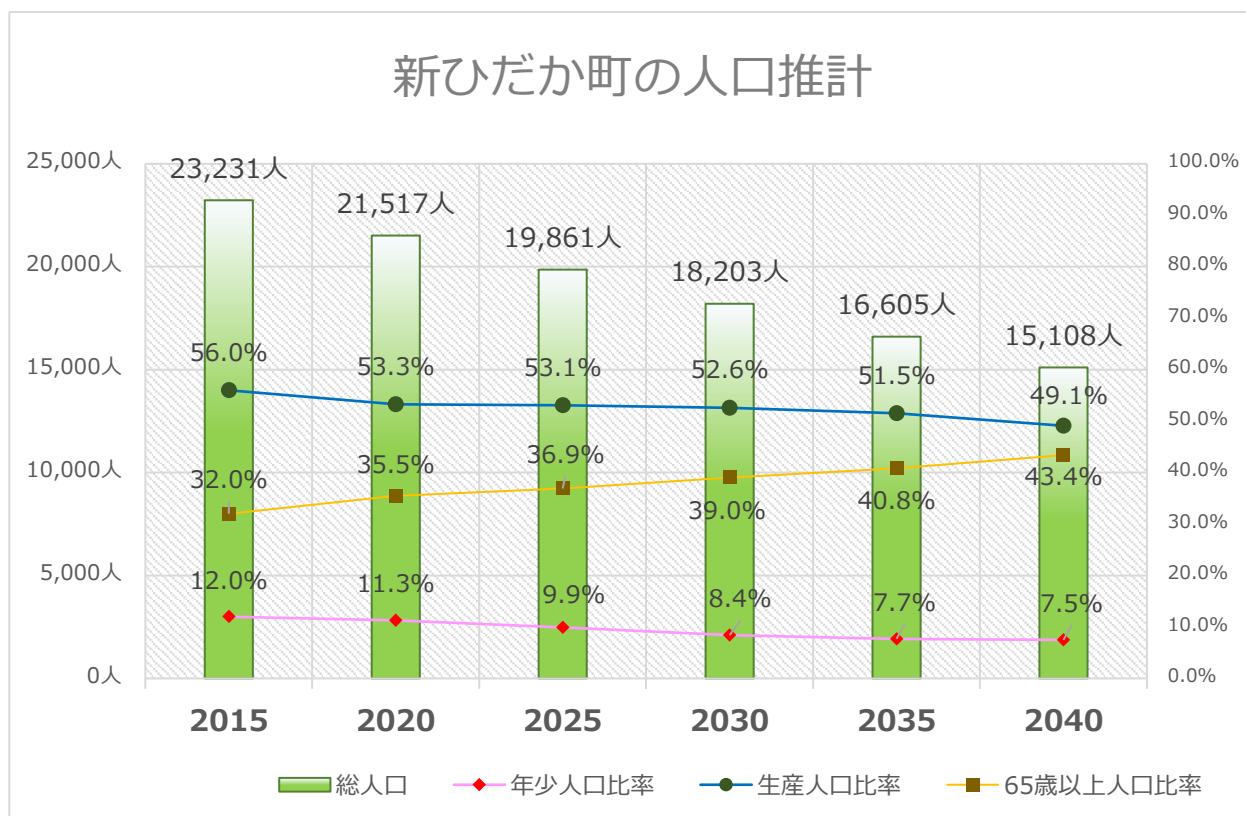
### 本町の現状

# 1. 人口の現状と将来推計

新ひだか町の総人口は、2024年12月末時点で約20,200人でしたが、出生数の減少や高齢化の進行により、今後も減少傾向が続くと見込まれています。町が策定した「新ひだか町人口ビジョン（2024年度改訂版）」では、2040年には約15,100人まで減少することが推計されており、人口構造の変化が地域社会の持続可能性に大きな影響を及ぼすとされています。

年齢構成を見ると、生産年齢人口の減少に加えて、年少人口（0～14歳）の割合も縮小しています。その結果、人口全体に占める高齢者の割合がさらに高まると予測されています。このような状況は、子育て世代の規模にも直接的な影響を与えるため、地域における教育・保育サービスや子育て支援の在り方を見直していく必要性が高まっています。

「人口ビジョン2024」に基づく将来推計によれば、年少人口（0～5歳）は今後5年間で緩やかに減少していく見通しです。ただし、保育ニーズは保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加等により、一定水準を維持すると考えられます。



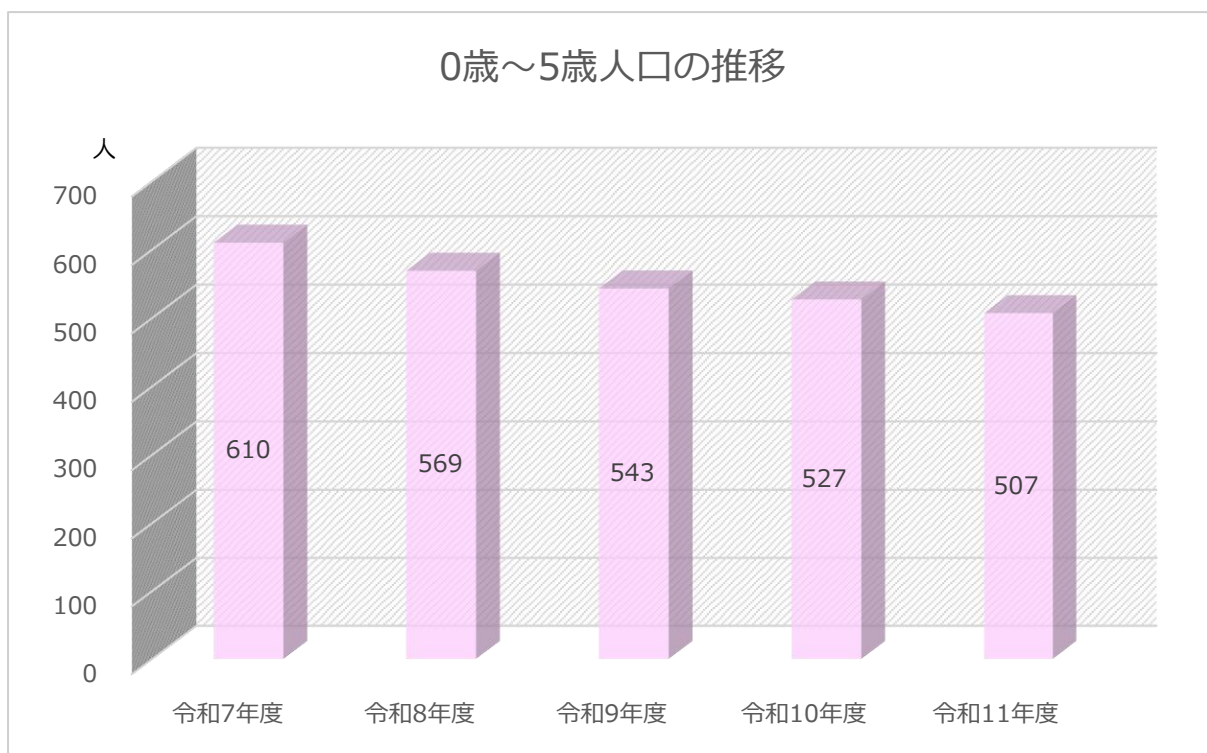
- ◆年少人口：0～14歳までの人口です。
- 生産人口：15～64歳までの人口です。

## 2. 乳幼児の推移

### 【乳幼児の推移】

(単位:人)

区分	2025年人口 (令和7年度)			2026年人口 (令和8年度)			2027年人口 (令和9年度)			2028年人口 (令和10年度)			2029年人口 (令和11年度)		
	総数	静内	三石	総数	静内	三石	総数	静内	三石	総数	静内	三石	総数	静内	三石
0歳	93	80	13	92	80	12	92	81	11	93	82	11	93	82	11
1歳	79	64	15	91	77	14	91	79	12	91	80	11	91	80	11
2歳	111	93	18	76	62	14	89	76	13	88	76	12	88	78	10
3歳	102	86	16	106	88	18	73	59	14	85	72	13	84	72	12
4歳	111	92	19	102	87	15	105	88	17	73	60	13	84	72	12
5歳	114	101	13	102	84	18	93	79	14	97	81	16	67	55	12
0歳～5歳計	610	516	94	569	478	91	543	462	81	527	451	76	507	439	68



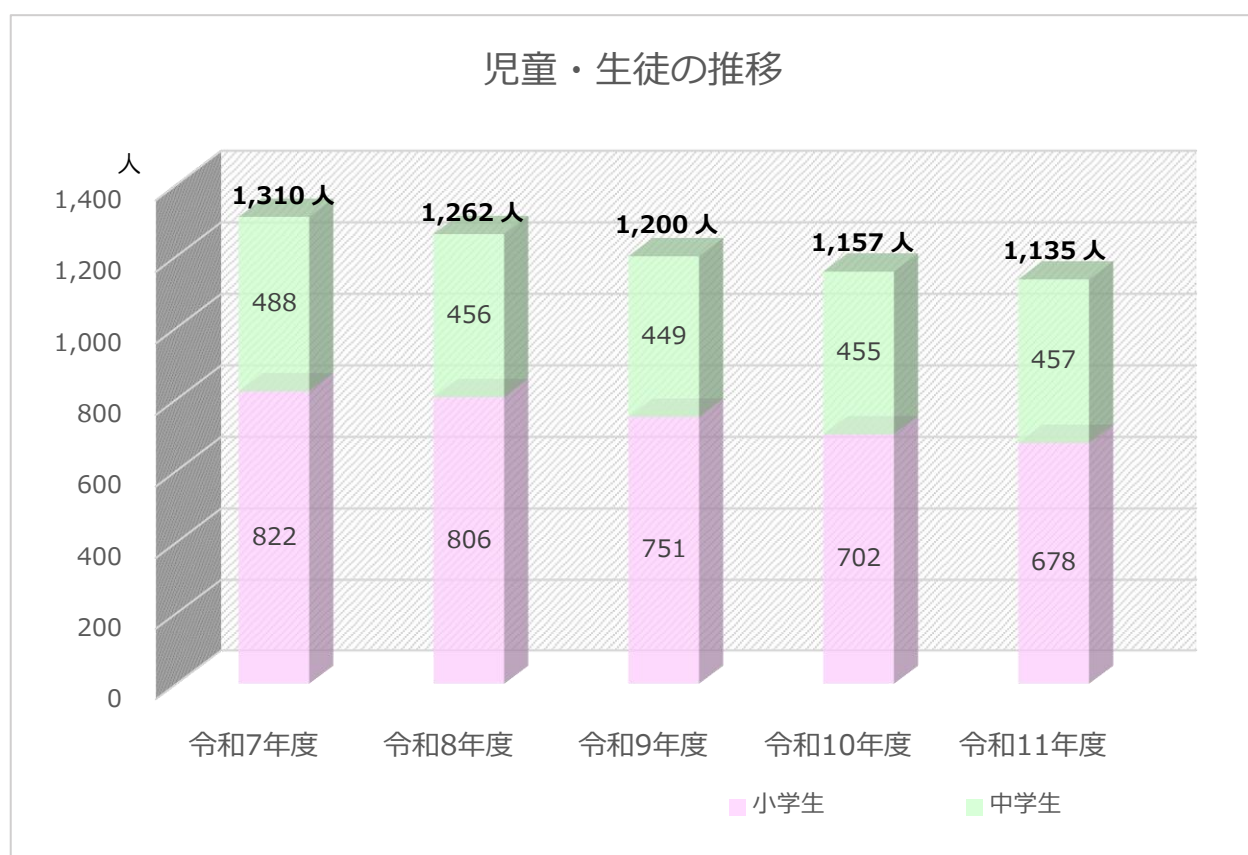
### 3. 児童・生徒の推移

【児童・生徒の推移】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小 学 校	高静小学校	442	444	398	368	350
	静内小学校	258	246	237	223	216
	三石小学校	122	116	116	111	112
	計	822	806	751	702	678

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中 学 校	静内中学校	198	186	172	175	175
	静内第三中学校	214	199	215	220	221
	三石中学校	76	71	62	60	61
	計	488	456	449	455	457

小・中合計	1,310	1,262	1,200	1,157	1,135
-------	-------	-------	-------	-------	-------



児童生徒数の推計 (新ひだか町教育委員会推計)

## 第3章

### 子ども・子育て支援サービス

## 1. 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（同法第19条）を受けることが必要です。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づいて保育の必要性を認定した上で、給付を決定することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定除く）
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な理由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な理由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

### 【認定区分による施設・事業の利用区分】

給付区分対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定子ども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

(○：利用可能    ×：利用不可    ▲：特例給付利用)

## 2. 子ども・子育て支援事業計画の体系

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育や保育の提供体制の確保に関する内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施を予定している地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する内容、及びその実施時期等を定めます。

乳児期の  
学校教育  
保育

幼稚園 認定こども園（教育利用分）

保育園 認定こども園（保育利用分）

妊娠前

妊娠中

0歳

1歳～6歳

7歳～12歳

13歳～17歳

相談支援

(1) 利用者支援事業（★こども家庭センター事業）

(2) 地域子育て支援拠点事業

(3) 妊婦等包括相談支援事業

訪問

(4) 妊婦健康診査

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

(6) 養育支援訪問事業

(7) 子育て世帯訪問支援事業

子育て  
支援  
サービス

(8) ★産後ケア事業

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

(11) ★子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

(12) ★一時預かり事業

(13) 延長保育事業

(14) 病児保育事業

(15) ★乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(16) ★放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

サポート

(17) ★児童育成支援拠点事業

(18) ★親子関係形成支援事業

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業者支援

(20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

★は、第3期事業計画から新たに搭載される事業です。

★は、第3期事業計画から拡大・拡充される事業です。

### 3. 乳児期の教育・保育の量の見込み

本町における幼児期の教育・保育については、近年の出生数の動向を背景に、各認定区分における利用傾向が減少しています。特に、1号認定および2号認定の利用実績については、少子化の進行や、保育ニーズの多様化といった要因により、全体として減少が顕著に見られます。具体的には、1号認定および2号認定の利用児童数は、2020年度（令和2年度）から連続して減少しており、いずれも施設の定員で十分に対応が可能です。そのため、保育サービスの提供に支障を来すことはありませんでした。

このように、1号・2号認定においては、現在の施設規模と職員配置によっておおむね安定したサービス提供が維持されている状況であります。3号認定については、やや異なる傾向が見られます。3号認定児童の利用実績は全体として、1号・2号認定よりも減少数が少なく、年度の途中からは0歳児を中心とした新たな入所希望が増加する傾向があります。

現時点では、毎年4月1日時点での国基準による待機児童数はゼロとなっており、これは町内の保育事業者が弾力的な定員運用や職員の確保に尽力していることによるもので、現場の努力によって支えられている状況です。

#### 【量の見込み】

量の見込みと 確保方策		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		3歳～5歳		3歳～5歳		3歳～5歳		3歳～5歳		3歳～5歳	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み		179	143	155	150	135	131	127	123	117	113
② 確 保 方 策	保育園	-	85	-	85	-	33	-	33	-	33
	認定こども園	130	70	130	70	130	130	130	130	130	130
	幼稚園	75	-	75	-	75	-	75	-	75	-
過不足（②-①）		26	12	50	5	70	32	78	40	88	50

#### 【量の見込み】

量の見込みと 確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		3号			3号			3号			3号			3号		
		2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳
①量の見込み		70	51	34	70	51	34	66	54	37	66	54	37	66	54	37
② 確 保 方 策	保育園	70	51	34	70	51	34	45	34	18	45	34	18	45	34	18
	認定こども園	-	-	-	-	-	-	21	20	19	21	20	19	21	20	19
	幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過不足（②-①）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

今後の方向性は、現在の施設定員規模により、概ね見込み量を満たすことができると予測されます。しかし、年度途中における保育需要の変動や地域間での利用状況の偏りに柔軟に対応していくためには、引き続き一定の受け皿の余裕を確保しつつ、必要に応じて弾力的な運用を行っていくことが重要です。

また、当該計画期間において乳児期の教育・保育の量を見込むにあたっては、今後の施設整備等による構造的な変動も考慮する必要があります。とりわけ、令和9年度には「静内ベビーホーム」が園舎を新築し、認定こども園（保育所型）へ移行する予定です。そのため、これまで3号認定（0～2歳児）を対象としていた保育サービスに加え、1号・2号認定（3歳以上児）への対応を拡充する計画となっています。

この変化により、令和9年度においては地域全体の保育需要や施設ごとの受け入れ状況に一時的な調整が必要となる可能性があり、町立静内保育所は受け入れ人数の調整を行うなど、全体のバランスを見ながら柔軟に対応していく必要があります。

さらに、これらの対応を安定的に進めていくためには、保育士をはじめとする専門職の確保と育成が極めて重要です。今後は、「新ひだか町医療・福祉人材確保事業補助金」などの支援策を活用し、人材の確保・定着に努めるとともに、地域全体で保育人材を育て、支えていきます。

【各保育施設等の見込み状況】 ※R6 年度の利用実績は、R6.1 月時点

施設名： **学校法人愛静学園 静内幼稚園**  
 利用定員： 1号認定75名（令和6年度）  
 受入年齢： 3歳～就学前  
 保育事業： ●預かり保育 ●2歳児クラス（プレ保育） ●地域開放

各教育・保育施設の利用定員・利用状況の見込み

(単位:人)

R5	令和6年度（利用実績）					
利用状況	認可定員	1号	2号	3号		合計
				0歳	1・2歳	
68	150	66	0	0	0	66

令和7年度（利用定員）					
認可定員	1号	2号	3号		合計
			0歳	1・2歳	
150	75	0	0	0	75

【R7～R11の間の展開】

- ➡令和7年度は、利用定員を継続します。
- ➡令和8年度からは利用定員を60人とすることを検討しています。

施設名： **学校法人マーガレット学園 認定こども園マーガレット幼稚園**  
 利用定員： 1号認定130名 2号認定70名（令和6年度）  
 受入年齢： 満3歳～就学前  
 保育事業： ●預かり保育（1号認定） ●満3歳児クラス（1号認定）  
 ●延長保育（早朝保育あり） ●2歳児クラス（プレ保育）

各教育・保育施設の利用定員・利用状況の見込み

(単位:人)

R5	令和6年度（利用実績）					
利用状況	認可定員	1号	2号	3号		合計
				0歳	1・2歳	
217	280	122	73	0	0	195

令和7年度（利用定員）					
認可定員	1号	2号	3号		合計
			0歳	1・2歳	
280	130	70	0	0	200

【R7～R11の間の展開】

- ➡令和7年度の利用定員を継続します。

施設名：学校法人マーガレット学園 マーガレット保育園  
 利用定員：50名（令和6年度）  
 受入年齢：4か月～2歳児  
 保育事業：●延長保育（早朝保育あり） ●一時預かり（リフレッシュ含む）  
 ●子育て支援センター ●放課後児童クラブ（小学生対象）

各教育・保育施設の利用定員・利用状況の見込み

(単位:人)

R5	令和6年度（利用実績）						
	利用状況	認可定員	1号	2号	3号		合計
					0歳	1・2歳	
	58	60	0	0	15	48	63

令和7年度（利用定員）						
認可定員	1号	2号	3号		合計	
			0歳	1・2歳		
60			10	40	50	

【R7～R11の間の展開】

➡利用希望者数により認可定員の60人まで利用定員を引き上げていく予定です。

施設名：社会福祉法人 延出福祉会 延出保育所  
 利用定員：20名（令和6年度）  
 受入年齢：0歳（産後8週）～就学前  
 保育事業：●一時預かり（リフレッシュ含む） ●放課後児童クラブ（小学生対象）

各教育・保育施設の利用定員・利用状況の見込み

(単位:人)

R5	令和6年度（利用実績）						
	利用状況	認可定員	1号	2号	3号		合計
					0歳	1・2歳	
	24	20	0	16	4	8	28

令和7年度（利用定員）						
認可定員	1号	2号	3号		合計	
			0歳	1・2歳		
20		15	2	3	20	

【R7～R11の間の展開】

➡令和7年度の利用定員を継続します。  
 ➡三石小学校での放課後児童クラブ開設後、児童の利用状況を見て保育スペースの拡充を検討しています。

施設名：社会福祉法人 本桐福祉会 本桐保育所  
 利用定員：30名（令和6年度）  
 受入年齢：0歳（要相談）～就学前  
 保育事業：●子育て支援センター

各教育・保育施設の利用定員・利用状況の見込み

(単位:人)

R5	令和6年度（利用実績）						令和7年度（利用定員）						
	利用状況	認可定員	1号	2号	3号		合計	認可定員	1号	2号	3号		合計
					0歳	1・2歳					0歳	1・2歳	
	28	30	0	17	5	12	34	30		18	1	11	30

【R7～R11の間の展開】

→令和7年度の利用定員を継続します。

施設名：社会福祉法人 博鳳会 歌笛保育園  
 利用定員：20名（令和6年度）  
 受入年齢：0歳（要相談）～就学前  
 保育事業：●一時預かり（リフレッシュ含む） ●放課後児童クラブ（小学生対象）

各教育・保育施設の利用定員・利用状況の見込み

(単位:人)

R5	令和6年度（利用実績）						令和7年度（利用定員）						
	利用状況	認可定員	1号	2号	3号		合計	認可定員	1号	2号	3号		合計
					0歳	1・2歳					0歳	1・2歳	
	27	20	0	12	0	7	19	20		12	1	7	20

【R7～R11の間の展開】

→令和7年度の利用定員を継続します。

施設名：社会福祉法人 雪の聖母園 「静内ベビーホーム」  
 利用定員：50名（令和6年度）  
 受入年齢：0歳（産後8週）～2歳児  
 保育事業：●一時預かり（リフレッシュ含む）

各教育・保育施設の利用定員・利用状況の見込み

(単位:人)

R5	令和6年度（利用実績）						
	利用状況	認可定員	1号	2号	3号		合計
					0歳	1・2歳	
	52	60	0	0	13	37	50

令和9年度（利用定員）					
認可定員	1号	2号	3号		合計
			0歳	1・2歳	
120	0	60	20	40	120

【R7～R11の間の展開】

- 令和9年度に新園舎を新築し認定こども園（保育所型）とすることを予定しています。
- 園舎新築に合わせて就学前までの保育を実施することを予定しています。
- 保育事業として、「放課後児童クラブ」「子育て支援センター」の実施を検討しています。
- 施設は共生型とし、「放課後等デイサービス」「相談支援事業」等の実施を検討しています。

施設名：新ひだか町立静内保育所  
 利用定員：60名（令和6年度）  
 受入年齢：満2歳～就学前  
 保育事業：●一時預かり（リフレッシュ含む） ●子育て支援センター

各教育・保育施設の利用定員・利用状況

(単位:人)

R5	令和6年度						
	利用状況	認可定員	1号	2号	3号		合計
					0歳	1・2歳	
	44	60	0	38	0	7	45

令和7年度（利用定員）					
認可定員	1号	2号	3号		合計
			0歳	1・2歳	
60	0	54	0	6	60

【R7～R11の間の展開】

- 静内ベビーホームによる3歳以上児の保育を開始する時期に合わせて、各保育施設等の受け入れ状況を勘案し、町立静内保育所が受入人数を調整します。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

事業名	事業概要
<p>【★新規登載事業】</p> <p>(1) 利用者支援事業 (こども家庭センター型)</p>	<p>子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の関係機関を円滑に利用できるよう身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を実施する事業です。</p>

### 第3期計画では…

本町では、すべてのこどもとその家庭が安心して子育てできるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備に取り組んできました。令和4年度の児童福祉法改正により、市区町村における「こども家庭センター」の設置が努力義務化されたことを受け、令和6年4月1日に、本町においても「こども家庭センター」を設置しました。

これまで、本町では、妊娠期から就学前までの支援を担う「子育て世代包括支援センター」と、児童虐待対応や養育困難家庭への支援を担う「子ども家庭総合支援拠点」が、それぞれの機能を発揮しながら連携して相談支援を実施してきました。しかし、組織が分かれていたため情報共有や連携が円滑に進まない場面もありました。また、近年は支援が必要な妊産婦や乳幼児、児童およびその家庭が増加していることから、支援の漏れや重複を防ぐためにも、一体的で継続的な支援体制の整備が求められていました。

#### 【確保の方策】

こども家庭センターでは、母子保健と児童福祉の両機能を一体的に担い、家庭の状況に応じた相談支援を行っています。特に、支援が必要な家庭に対しては、保護者やこどもとともに「サポートプラン」を作成し、定期的な見直しや意見交換を通じて、継続的な家庭支援を進めています。また、こうした支援の中で得られた家庭の声や課題を丁寧に受け止め、必要なサービスや社会資源の在り方を検討しながら、新たな支援施策の展開にも取り組んでいきます。

今後の見込みとしては、こども家庭センターを活用した相談件数の増加が見込まれるため、引き続き十分な対応体制を確保する必要があります。対応にあたっては、専任の相談支援員を継続して配置し、職員の資質向上に向けた研修を実施することで支援体制の強化を進めます。

また、保健師、福祉職、保育士など関係職種間の連携をより密にし、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な支援につなげていきます。

#### 【量の見込み】

(箇所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

## 事業名

## 事業概要

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 第3期計画では…

町内では、静内地区に「静内子育て支援センター（静内保育所内）」および「マーガレット保育園子育て支援センター」、三石地区に「本桐保育所子育て支援センター」の計3か所において、地域子育て支援拠点事業を展開しています。各拠点では、保護者が日常的に子育ての不安を話せる場として、地域に根ざした活動が定着してきています。また、施設によっては講習会や育児講座を開催し、保護者の学びと交流の場づくりにも力を入れています。

こうした取り組みにより、保護者の孤立感や育児負担感の軽減に一定の効果が見られ利用者数も年々増加傾向にあります。近年では父親の参加や多胎児家庭、外国人家庭など多様な利用が見られるようになり、支援の幅が広がっています。

一方で、地域によっては交通手段などの制約により利用が困難な場合があることや、こども家庭センターとの連携についても、今後さらに強化が必要であり、家庭の状況に応じた支援をよりスムーズに行える仕組みづくりが求められています。

#### 【確保の方策】

静内地区では、「静内子育て支援センター」と「マーガレット学園子育て支援センター」の2か所、三石地区では、「本桐保育所子育て支援センター」の1か所を支援拠点として事業を継続します。また、「こども家庭センター」ではいつでも気軽にご相談を受けられる体制を整え、町内の子育て支援センターが空いていない時間帯を基本として「こども家庭センター」で「遊び場」を開放しています。また、令和9年度開設に向けて準備を進めている「静内ベビーホーム」においても「子育て支援センター」機能の新設を検討しています。今後は、特に令和6年度に設置した「こども家庭センター」を中核として、支援センターとの役割分担と連携体制を明確にし、より一体的な相談支援を展開していきます。

具体的には、こども家庭センターで把握した支援対象家庭の情報を、適切な範囲で支援センターと共有し、相互に連携しながら支援計画を進めていきます。今後も、子育て支援センターが「地域の子育ての相談拠点」として、保護者にとって身近で信頼できる存在であり続けるため、関係機関との連携を深め、地域ぐるみの支援体制の充実に取り組みます。

#### 【量の見込み】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込(延)	4,719人	4,719人	4,719人	4,719人	4,719人
確保方策(延)	4,719人	4,719人	4,719人	4,719人	4,719人
実施箇所数	3箇所	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所

## 事業名

## 事業概要

### (3) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期にかけての不安や課題に対し、保健師等が妊娠届出時の面談を起点として、継続的な相談支援や必要な関係機関との連携を行い、切れ目ない支援を提供する事業です。

### 第3期計画では…

本町では、既に「こども家庭センター」を設置し、母子保健業務と連携した体制のもとで、妊娠届出時の面談や個別支援プランの作成、必要に応じた相談対応など、事業の基本的な枠組みは実施済みです。

また、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業など、関連する事業との情報共有や連携も行っており、特定妊婦や要支援世帯に対しては、要保護児童対策地域協議会（要対協）でのケース共有やサポートプランにおいて、継続的な支援につなげる体制が整っています。

#### 【確保の方策】

本町では「こども家庭センター」を設置し、妊娠届出時の面談や各種健診、家庭訪問等の機会を通じて、妊産婦や子育て家庭との継続的な関係構築を行っており、妊婦等包括相談支援の仕組みは一定程度機能しています。

今後は、母子保健事業や「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」などの既存の関連事業とさらに有機的に連携させることで、重層的かつきめ細かな支援体制を強化します。

特に、相談支援においては、福祉的な視点と専門性を持って家庭の背景や課題を把握し、必要な支援につなげる「ソーシャルワーク的な動き」を意識的に取り入れ、関係機関との連携による包括的な支援体制の構築を進めていきます。

#### 【量の見込み】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100人	100人	100人	100人	100人
確保方策	100人	100人	100人	100人	100人

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## 事業名

## 事業概要

### (4) 妊婦健康診査

妊婦に対する健康診査として、①「健康状態の把握」②「検査計測」③「保健指導」を実施することに加え、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 第3期計画では…

本町では、妊娠の届出をされた方に対し、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦一般健康診査 14 回分および超音波検査 6 回分の受診票を交付し、専門の医療機関での診査を促進するとともに交通費の助成を行っており、これにより、妊娠経過中の健康管理と異常の早期発見に努めています。

さらに、出産後間もない産婦に対する支援として、産後 2 週間および産後 1 か月の時期に産婦健康診査を受診できるよう、健診費用の助成を行っています。これにより、出産後の心身の不調や育児への不安を早期に把握し、必要に応じて助言・支援へとつなげています。

#### 【確保の方策】

妊婦健康診査事業を安定的かつ継続的に実施していくためには、妊婦自身が健診の重要性を認識し、適切なタイミングで受診できる環境づくりが不可欠です。そのために、①「健診費用の助成による経済的負担の軽減を図り、すべての妊婦が安心して医療機関を受診できるよう支援を継続します」②「妊娠初期からの個別相談や情報提供を充実させ、健診受診率の向上と保健指導の実効性を高めていきます」③「妊婦の不安感や孤立感を軽減するため、必要な支援にスムーズにつながる体制を継続していきます」

これらの方策を通じて、妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援を一層強化し、妊娠期に発生しやすい身体的・精神的リスクを早期に発見し、必要に応じた医学的対応にスムーズにつながることで、安全で健やかな出産およびその後の子育てにつながる支援体制を構築していきます。

#### 【量の見込み】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,000回	1,000回	1,000回	1,000回	1,000回
確保方策	1,000回	1,000回	1,000回	1,000回	1,000回

※量の見込みの 100 %を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## 事業名

## 事業概要

### (5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に保健師等の専門職が家庭訪問を行い、子育てに関する情報提供や保護者の心身の健康状態、養育環境等の把握を行う事業です。

### 第3期計画では…

この訪問事業は、子育て期における早期支援の第一歩として位置づけられており、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な関係機関やサービスへとつなぐ「気づき」と「つなぎ」の役割を果たします。あわせて、子育て家庭と地域社会を結ぶ機会を創出し、孤立を防止することも大きな目的です。

訪問時には、保健師等が子育てに関する不安や悩みを丁寧に聴き取り、保護者の身体的・精神的な健康状態や、家庭の養育環境の状況などを把握しています。また、養育に不安を抱える家庭や支援が必要と判断された場合には、「こども家庭センター」等と連携し、切れ目のない支援につなげています。さらに、訪問時には地域資源（子育て支援センター、相談窓口、助成制度等）に関する情報を提供し、保護者が地域とのつながりを持つことができるよう支援しています。

#### 【確保の方策】

今後も本事業を確実に実施していくため、①「保健師等の専門職による訪問体制を安定的に維持するとともに、子育て支援に関する研修等を通じて、対応力の向上を図ります」②「母子健康手帳交付時や妊娠中期面談時に本事業の意義を明確に伝えることで、訪問への理解と受入れを促進し、未訪問家庭が生じない取り組みを行います」③訪問により支援が必要と判断された家庭については、こども家庭センター等の関係機関と連携し、迅速かつ柔軟に支援に結びつけます」④「地域とのつながりが薄い家庭や、支援を拒否する傾向のある家庭にも必要な情報が届くよう、町公式LINE等を活用した情報提供も並行して行います」これらの取組を通じて、すべての乳児家庭が地域に見守られ、安心して子育てできる環境の整備を継続して進めていきます。

#### 【量の見込み】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	90人	90人	90人	90人	90人
確保方策	90人	90人	90人	90人	90人

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## 事業名

## 事業概要

### (6) 養育支援訪問事業

育児ストレスや、産後うつ病等の問題により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対し、保健師等が訪問し、相談や支援を行う事業です。

### 第3期計画では…

現在、こども家庭センターを情報集約の拠点とし、「特定妊婦」「要保護児童」「要支援児童」等の情報を一元的に管理しています。これらの情報は、関係機関と共有し、要支援家庭に対しては、保健師等による家庭訪問を通じて、具体的な養育支援や相談、指導助言等を継続的に実施しています。訪問では、家庭の状況に応じた柔軟な対応を行い、必要に応じて福祉・教育・医療など関係機関との連携による包括的支援につなげています。

#### 【確保の方策】

今後は、特に支援が求められる特定妊婦や養育困難家庭について、妊娠期からの早期把握と支援の開始を徹底し、出産・子育てに対する不安の軽減と家庭内の安定を図っていきます。

保健師等による家庭訪問を通じて、保護者の養育力を高めるための相談支援、生活指導、育児技術の助言等をきめ細かく行い、家庭が自立的に子育てを継続できるよう支援してまいります。

また、虐待の未然防止やリスクの早期発見・対応が図れるよう、「要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関との連携体制を強化し、多職種による支援体制の構築と情報共有の円滑化を図り、地域全体でこどもと家庭を支える環境づくりを進めていきます。

#### 【量の見込み】※ニーズ調査によらず推計

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50人	50人	50人	50人	50人
確保方策	50人	50人	50人	50人	50人

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## 事業名

## 事業概要

### (7) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育てに対して不安や、負担を抱えている子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭に訪問支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、当該家庭の家事や、子育てを支援する事業です。

### 第3期計画では…

本町では現在、本事業は未実施ですが、訪問型による家庭支援の必要性については、子育て支援関係者の間で課題意識が共有されつつあります。特にヤングケアラーや育児に困難を抱える世帯に対しては、既存の相談支援だけでは対応が難しいケースがあり、今後の新たな支援手法の一つとして、訪問支援の導入可能性について関係機関等との情報交換を進めている段階です。

#### 【確保の方策】

令和7年度からの実施を予定している「児童育成支援拠点事業」において、ヤングケアラーをはじめ、支援を要する家庭への包括的な取り組みを想定しており、その中で訪問支援の具体的な必要性や効果について、調査・分析を行います。

「児童育成支援拠点」において、支援を要する「こども」「家庭」への関りはより深まると予想しておりますが、更に踏み込んで訪問支援が必要とされる家庭の実態等を把握したうえで、試行的な実施や、検証も踏まえた段階的な導入を視野に入れた検討を進めます。

また、地域における支援人材の確保と育成にも取り組み、こどもとその家庭を地域で見守る体制づくりを支援します。具体的には、家事・育児支援に理解のあるボランティアの発掘・養成や、関係機関と連携した研修機会の提供を通じて、支援人材の裾野を広げていきます。こうした取り組みを通じて、制度開始後の円滑な事業運営と地域に根差した継続的支援の実現をめざします。

## 事業名

## 事業概要

### 【★新規登載事業】 (8) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保と、きめ細やかな支援を実施する事業です。

### 第3期計画では…

本事業は、産後の母親の身体的・精神的な回復を促進し、育児に関する不安や悩みを軽減することを目的としています。具体的には、乳房マッサージ、授乳や子育てに関する相談、乳房トラブルへの対応、赤ちゃんの発育・発達の確認など、専門的な支援を提供します。本町では対象となる産婦と乳児1組につき、最大5回まで無料で利用することができます。

サービスは、町が委託する医療機関や助産院で実施されており、具体的な内容としては「乳房マッサージ」「授乳や子育て、産後の精神状況や身体についての相談やケア」「お子さんの成長や発達の確認」の支援が受けられます。

#### 【確保の方策】

今後も本事業を安定的に運用していくため、引き続き、産後早期のタイミングで支援が届く体制の維持と、保健師や助産師等の専門職による的確な対応力の向上を図っていきます。

また、「妊娠中期面談」や「乳児家庭全戸訪問」の際には、本事業の利用方法や支援内容について丁寧に説明を行い、必要な支援を確実に届けられるよう取り組みます。さらに、こども家庭センターをはじめとした関係機関との連携を密にし、支援が必要な方への継続的なフォロー体制を強化していきます。

#### 【量の見込み】※ニーズ調査によらず推計

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50人	50人	50人	50人	50人
確保方策	50人	50人	50人	50人	50人

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## 事業名

## 事業概要

### 【★新規掲載事業】

#### (9) 子どもを守る地域 ネットワーク機能強化事業

児童虐待やヤングケアラーに対する、支援を必要とする子どもを早期に把握し、適切な対応につなげるために、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携強化と専門性向上を図る事業です。

### 第3期計画では…

本町では、「要保護児童対策地域協議会（要対協）」を設置し、関係機関が連携して、要保護児童やその家庭に対する情報共有や支援方針の検討を行っています。特に、個別ケース検討会を通じて、虐待の兆候やリスクの早期把握を行っています。また、民生委員（児童福祉部会）との情報連携や、福祉・医療・教育等の関係機関による支援体制の構築に取り組んでおり、関係機関のネットワークを基盤とした対応体制が一定程度整えられています。

#### 【確保の方策】

今後は、子どもを取り巻く様々な課題に対して、より早期に、よりの確に支援へとつなげていくため、関係機関との緊密な連携を軸に、支援体制の質と機動性の両面から強化を図っていきます。

その中心的役割を担うのが、「こども家庭センター」であり、同センターを核としたネットワーク体制を土台に、個別ケースの情報共有や支援調整、家庭訪問や相談支援、関係者会議の実施など、多岐にわたる支援プロセスを一層実効的に展開していくことが重要となります。

特に、令和7年度から本格的に展開予定の「児童育成支援拠点事業」（P.36 参照）は、子どもと保護者、そして地域がゆるやかにつながる「居場所」としての機能を担うとともに、子育てや生活に不安や課題を抱える家庭が、安定した家庭環境への最初の一步を踏み出すことができるような、開かれた支援の入口となるものです。

この拠点を通じて、保健・福祉・教育・医療などの分野横断的な支援機関と緊密に連携し、必要な支援を的確に届ける体制を整備していきます。

また、要保護児童対策地域協議会との連携を強め、ヤングケアラーや養育困難家庭、家庭内での不適切な養育リスクを抱える子どもたちに対し、アウトリーチ型の訪問支援や継続的な見守り体制を構築することにより、これまで支援につながりにくかった家庭や子どもたちを確実に支援の枠組みに取り込んでいく方策もあわせて講じていきます。

さらに、こどもに関わる全ての関係機関が、地域でこどもと接点を持つ様々な関係機関との定期的な意見交換や、ケース会議の開催、支援体制に関する研修の実施を通じて、地域全体でこどもを支える仕組みの充実を図ります。加えて、「重層的支援体制整備事業」との連携により、複雑・複合化する世帯課題にも切れ目なく対応できるよう、行政と民間、福祉と地域が一体となって包括的な支援体制の推進を目指します。

## 事業名

### (10) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

## 事業概要

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことで、こどもとその家族の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

### 第3期計画では…

本町では現在、本事業は未実施ですが、家庭環境の急変や保護者の疾病等により一時的な養育が困難となるケースは一定数発生しています。現状では、児童相談所と連携し一時保護所を利用して対応していますが、一時保護所の定員や距離、受け入れ調整のタイミング等の課題があり、町として独自の対応手段の必要性が高まっています。特に、地域内に一時的な受け入れ先が存在しないことから、柔軟に対応できる体制の検討が求められている状況です。

#### 【確保の方策】

現時点では、町内に児童の短期受け入れが可能な児童福祉施設が存在しないため、児童相談所と連携し、一時保護所の利用によって対応しています。しかしながら、近年は定員のひっ迫や受け入れ調整の困難さが顕在しており、町としても独自の受け入れ体制を検討・整備する必要があると考えています。

国が想定する「子育て短期支援事業」は、児童養護施設や乳児院等への委託を前提とした制度設計となっていますが、本地域においては、当該施設の存在や受け入れ法人の確保が現実的に困難です。そのため、本町では、当該事業の制度的枠組みを厳密に運用することは難しい状況にあります。

こうした地域の実情を踏まえ、こどもと家庭の一時的な養育ニーズに対応する現実的な手段として、里親制度の活用を検討します。里親制度は本来、児童相談所が所管する家庭養育の制度ですが、本町においては、子育て短期支援事業の目的を代替的に達成する手段として、現実的かつ柔軟な対応が可能な仕組みと位置づけています。

今後は、町内における里親制度の認知度を高め、協力家庭の登録促進に取り組むとともに、児童相談所と連携しながら、一時的な受け入れ体制の具体化を進めていきます。限られた地域資源の中でも、こどもの安全と家庭の安心を守る仕組みを、実現可能な方法で着実に構築していきます。

## 事業名

【★新規登載事業】  
(11) 子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・  
センター事業)

## 事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡や調整を行う事業です。

### 第3期計画では…

本町では、地域福祉を担う民間団体に本事業を委託し、地域での支援体制の構築に取り組んでいます。ただし、実際には提供会員の確保や登録の維持が難しく、依頼ニーズに十分に応えきれていない状況にあり、一定の運用はされていますが、制度の目的に即した実効性には課題が残っています。

#### 【確保の方策】

本事業は、地域における子育ての相互援助体制を支える仕組みとして、引き続き実施していきますが、現状では、委託先による取組が十分に浸透しておらず、会員の確保やより利用しやすい体制整備等に課題も見受けられるため、町としても課題の共有と改善に向けた取り組みを強化し、事業の実効性向上に取り組んでいきます。

また、子育て世代が地域で孤立せずに支援につながれる体制を確保するため、町として関係機関との連携を図りながら、事業の目的や仕組みの見直しも含めた対応を検討していきます。

引き続き、地域の実情に応じた支援体制の維持と、利用促進に向けた改善を進めます。

#### 【量の見込み】※ニーズ調査によらず推計

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50人	50人	50人	50人	50人
確保方策	50人	50人	50人	50人	50人

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## 事業名

## 事業概要

### (12) 一時預かり事業

家庭で保育を行うことが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所などで一時的に預かり必要な保護を行う事業です。

### 第3期計画では…

本町では、町内の複数の認定こども園、保育所、幼稚園等において一時預かり事業を実施しており、保護者の疾病や急な用務、育児疲れなど、さまざまな事情に応じて柔軟に利用できる体制を整えています。居住地域や利用しやすい時間帯に応じた受入れが可能で、保護者の育児負担の軽減に寄与しています。また、より多様な利用ニーズに応えるため、令和7年度からは従来の「1日単位」の利用方法を見直し、「午前・午後」の時間帯別に設定しました。併せて料金設定も見直し、より短時間での利用や部分的な利用を可能とし、利用者にとって負担の少ない柔軟な利用が可能な仕組みに改めました。

#### 【確保の方策】

一時預かり事業は、保護者の就労や疾病、急な用務など、家庭での保育が一時的に困難となる場面に対応する制度です。本町の運用においては、育児による精神的・身体的な疲れや孤立感の軽減を目的とした「リフレッシュ」を目的とする利用も受け入れており、柔軟な運用によって子育て支援の実効性を高めてきました。また、併せて0歳から2歳の誕生日の前日までの乳幼児を対象に、年3回（午前・午後に分けて6回相当）まで無料で利用できる「子育てリフレッシュ事業」も実施しており、経済的な理由から支援の利用をためらいがちな家庭にとっても、安心して利用できる支援を提供しています。今後は、「こども誰でも通園制度」など新たな施策の動向も考慮しながら、保育人材や施設の確保状況を見極め、一時預かり事業とリフレッシュ事業の目的や機能を整理し、制度ごとの役割分担を明確にしていきます。引き続き、制度の柔軟な活用と運用の改善を進め、子育て家庭にとって実効性のある支援体制を構築していきます。

#### 【量の見込み】※幼稚園型

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13,350人	13,350人	13,350人	13,350人	13,350人
確保方策	13,350人	13,350人	13,350人	13,350人	13,350人

#### 【量の見込み】※一般型

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	200人	200人	200人	200人	200人
確保方策	200人	200人	200人	200人	200人

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## 事業名

## 事業概要

### (13) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日や時間において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。

### 第3期計画では…

保護者が安心して仕事と子育てを両立できるように、柔軟な保育体制の整備は極めて重要です。本町では現在、「認定こども園マーガレット幼稚園」と「マーガレット保育園」の2施設で延長保育事業を実施しており、通常の延長保育に加え早朝保育にも対応しています。これにより、早朝から夕方までの多様な就労形態に対応できる保育サービスが提供され、働く家庭の支援につながっています。

#### 【確保の方策】

引き続き、現在実施している2施設での延長保育事業を継続し、保護者の多様な就労時間帯に対応できる体制を維持していきます。また、移転増改築を予定している「静内ベビーホーム」については、認定こども園としての運営に向けた検討が進められており、その中で延長保育事業の実施の可能性についても併せて検討しています。

今後は、施設整備の進捗状況や人員体制、地域ニーズを踏まえながら、延長保育の提供体制の拡充について引き続き検討を進めていきます。保育環境の質の確保と持続的な運営体制の構築を両立させながら、安心して子育てができる地域づくりを推進していきます。

#### 【量の見込み】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	15人	15人	15人	15人	15人
	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策	人	15人	15人	20人	20人	20人
	施設数	2か所	2か所	3か所	3か所	3か所

## 事業名

## 事業概要

### (14) 病児保育事業

病児・病後児保育事業は、児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難である場合に、保護者が安心して就労等が継続できるよう、保育施設等で看護師等の専門職が一時的に保育を行う事業です。

### 第3期計画では…

本町では現在、病児・病後児保育事業の実施には至っておらず、保護者は仕事を休んで対応せざるを得ないのが現状です。町内の医療機関や保育施設との連携体制や、専任の看護師等の人材確保など、事業の導入には課題が残っています。

特に、事業を担う人材の継続的な確保が難しく、体制整備にあたっては慎重な検討が必要です。

#### 【確保の方策】

本町においては現在、病児・病後児保育事業の実施には至っていないものの、共働き家庭やひとり親世帯の増加に伴い、こどもの急な体調不良や回復期に保育の受け皿が確保されていることは、子育てと就労の両立を支える上でますます重要です。特に、保護者が仕事を休まずに済む環境を整備することは、地域の働き手の確保という点における安心感の醸成と持続可能な子育て支援の観点からも欠かせない要素です。

しかし、病児・病後児保育の実施には、医療的対応が可能な人材の確保や受け入れ体制の安全性確保など、多くの運営上の高いハードルも存在します。特に、継続的に看護師等の人材を配置し、安定的した運営を行うためには、人的および財政的負担が重くなり事業者にとって負担となることから実施については、慎重な判断が必要です。

今後は、町内の保育施設や医療機関との協議をさらに深め、具体的な連携のあり方や実施形態について整理を進めていきます。また、先進自治体の取組事例の調査や、試行的な導入に向けた段階的な検討も含め、制度化に向けた足がかりを着実に築いていきます。地域資源を最大限に活用し、こどもと家庭にとって安心できる新たな支援体制の構築に向けて、現実的かつ前向きな取組を進めていきます

## 事業名

## 事業概要

【★新規登載事業】  
**(15) 乳児等通園支援事業**  
(こども誰でも通園制度)

保育所等を利用していない満3歳未満の乳幼児を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、心身の発達を支え、就労の有無を問わず、誰でも利用可能な通園支援として、保護者面談や相談、子育てに関する情報・助言を提供する事業です。

### 第3期計画では…

本町では、本事業を令和8年度から実施する予定で、現在は導入に向けた検討段階にあります。保育所等に通っていないこどもは、他者との関わりや集団での遊びの機会が限られており、社会との接点を持つことが難しい場合があります。本事業により、そうしたこどもに外の世界とつながる機会を広げるとともに、保護者の育児負担や孤立感を軽減することが期待されます。

#### 【確保の方策】

町内保育施設における人材不足は、引き続き課題の一つですが、施設運営法人の多くが制度の趣旨を理解し、前向きな協力姿勢を示しているため、制度導入に向けた調整は一定程度可能な状況です。

令和7年度は準備期間と位置づけ、既存の「一時預かり事業」や「子育てリフレッシュ事業」との機能整理を行うとともに、保育施設との個別協議を重ねて、実施体制の構築を進めていきます。

また、こども家庭センターとの連携により、乳幼児健診や家庭訪問などの機会を通じて対象世帯を把握し、制度の周知と利用促進を進めます。保護者の希望やこどもの発達状況を踏まえた支援へとつなげることで、家庭と地域の両面からこどもの育ちを支える仕組みを構築していきます。

#### 【量の見込み】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	729人	729人	729人	729人
確保方策	—	729人	729人	729人	729人

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## 事業名

## 事業概要

【★拡充登載事業】  
**(16)放課後児童健全育成事業**  
**(放課後児童クラブ)**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に小学校の余裕教室や、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

### 第3期計画では…

本町では、保護者が就労などにより昼間に家庭にいない小学生を対象に、放課後児童クラブを設置し、授業終了後の安心・安全な居場所の確保と健全な育成支援を行っています。

静内地区では、学校再編に伴い、令和4年度に東静内小学校と山手小学校が静内小学校に再編されたことにより、それぞれの児童クラブを「静内小学校児童館」へ集約しました。令和5年度の桜丘小学校と高静小学校の再編に伴い、「桜丘クラブ」も「こうせい児童館」へ集約し、施設の整備や改修を行い継続的に運営しています。さらに、「マーガレット児童クラブ」もこれまでと同様に、地域の放課後児童の受け皿として安定した運営を続けています。

三石地区では、「延出児童クラブ」「歌笛児童クラブ」の2か所で事業を展開しており、地域に応じた運営が行われていますが、静内地区同様に学校区単位での集約化が望まれています。

#### 【確保の方策】

今後も、児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所を地域全体で確保するために、学校区単位での放課後児童クラブの整備や児童館バスの安定的な運行などサービス提供体制の充実を進めてまいります。

静内地区では、学校再編に伴い児童クラブ機能を集約し、静内小学校区に「静内小学校児童館」、高静小学校区に「こうせい児童館」「マーガレット児童クラブ」など、地域資源を活用した柔軟な受け皿を確保しています。また、令和9年度に新築移転を予定している「静内ベビーホーム」においても、放課後児童クラブの新設を検討しており、今後の充実が期待されます。

三石地区では、「みなと児童館」を廃止し、「三石小学校」内に新たな放課後児童クラブを設置することで、学校区単位での受け皿を確保し、「延出児童クラブ」と「歌笛児童クラブ」はこれまでどおり地域の受け皿として、保育所が引き続き運営を継続します。このことにより、三石地区においても、静内地区と同様に児童館バスの運行を含む、地域の実情に即した形で、均質かつ安定的な放課後の居場所の確保が実現される見込みです。

#### 【量の見込み】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	285人	310人	310人	310人	310人
1年生	70人	80人	80人	80人	80人
2年生	60人	70人	70人	70人	70人
3年生	65人	60人	60人	60人	60人
4年生	50人	50人	50人	50人	50人
5年生	25人	30人	30人	30人	30人
6年生	15人	20人	20人	20人	20人
確保方策	311人	361人	361人	361人	361人

## 事業名

## 事業概要

### 【★新規登載事業】 (17) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設します。児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等を行う事業です。

### 第3期計画では…

これまで本町では、児童の居場所支援に特化した拠点的な取組を実施していませんでしたが、不登校や家庭内での課題を抱える児童への対応の必要性が高まっていることから、令和7年度からの新規事業として本事業の導入に向けた準備を進めています。令和6年度は事前調査や体制整備、関係機関との連携構築を重点的に進めており、町内における支援ニーズの把握や運営手法の検討を行っている段階です。

#### 【確保の方策】

本事業の実施にあたっては、児童の多様な背景やニーズに対応するため、町内に2か所の支援拠点を整備し、それぞれ異なる機能を担う形で展開します。

1か所目は「専門型」として位置づけ、令和7年7月からの事業開始を予定しています。集団生活や人との関わりに困難を抱える児童に対して、個々の特性に配慮した落ち着いた環境の中で支援を行います。支援内容には、個別的なかわりを重視した生活支援や学習支援、情緒面の安定を図る支援などが含まれ、専門性の高い支援が提供できるよう、外部機関へ業務を委託して運営します。

2か所目は「共生型」として位置づけ、町が既存の「老人いこいの家」を改修し、令和7年2月頃の事業開始を予定しています。この拠点は、「行けばおせっかいな誰かがいる」という地域との温かなつながりをコンセプトとし、情緒的なつながりに課題を抱えることにも対して、多世代との自然なふれあいを通じて安心感や人との信頼関係の再構築を支援します。こちらも委託による運営を予定しており、地域ボランティアや高齢者等との協働により、地域に根ざした包摂的な居場所づくりを目指します。

いずれの拠点においても、児童およびその家庭の状況を丁寧にアセスメントし、必要に応じて福祉・教育・医療等の関係機関と連携した包括的な支援を展開していきます。また、事業の安定的な実施に向けて、支援スタッフの資質向上や地域住民との協働体制の確立に努め、地域全体で子どもを支える仕組みを強固にしていきます。

#### 【量の見込み】※ニーズ調査によらず推計

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	90人	360人	360人	360人	360人
確保方策	90人	360人	360人	360人	360人

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## 事業名

## 事業概要

### 【★新規登載事業】 (18) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者及び児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言を行う事業です。

### 第3期計画では…

本町では、これまで本事業は実施しておりませんが、家庭内の子育てに関する不安や児童との関係性に課題を抱える保護者の声が一定数あることから、支援の必要性を認識しています。本町ではこれまでも、「要保護児童対策地域協議会」において共有された案件に対して、関係機関と連携しながらサポートプランに基づく個別対応を行ってきました。

本事業についても、「サポートプラン」の中で関係者が支援の方針を共有する一つのツールとして活用することを想定しており、既存の個別支援体制との有機的な連動を図ることでより実効性の高い支援の展開を目指します。令和7年度から開始予定の「児童育成支援拠点事業」との連携を視野に入れ、今後は、その拠点機能を活用した形で事業展開を検討していきます。

#### 【確保の方策】

この事業では、保護者が自発的に参加することを前提とせず、関係機関が必要性を判断して計画的に支援に結びつけていきます。支援は、「要保護児童対策地域協議会」や「サポートプラン」で共有された情報に基づいて行い、個別支援の中に本事業を組み込んで活用します。

事業の中では、ペアレント・トレーニングなどの手法を用いて、児童との関わり方や発達理解を深めるための講義や実践型プログラムを実施します。

さらに、保護者同士が悩みを共有し、気づき合いながらつながる場をつくり、支援を継続しやすい環境を整えます。今後は、児童育成支援拠点を中心に本事業を展開し、親子関係の改善や養育支援を地域で確実に進めていきます。

#### 【量の見込み】※ニーズ調査によらず推計

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10人	20人	20人	20人	20人
確保方策	10人	20人	20人	20人	20人

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## 事業名

### (19) 実費徴収に係る補足 給付を行う事業

## 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 第3期計画では…

本町においては、これまで当該事業の実施実績がなく、現在も具体的な導入には至っておりません。特定教育・保育施設等における実費徴収の内容や金額、保護者の負担感についても、各施設で適切な説明と合意形成が図られており、制度として補足給付を要するような状況は、現時点では顕在化していないと認識しています。

#### 【確保の方策】

本町では、現時点において本事業の導入は行っておりませんが、近年、国においては、保育料の無償化や「こども誰でも通園制度」の創設といった大きな制度改正が相次いでおり、子育て支援に関する制度体系そのものが大きく見直される過渡期にあります。

特に、家庭の経済状況にかかわらず、すべてのこどもと子育て家庭への支援を強化する方向性が打ち出されており、そのなかで、実費徴収に係る負担軽減の必要性や、補足給付制度の在り方についても、今後さらなる制度設計の変化が生じる可能性があるものと考えております。

一方で、本町の子育て環境や保育施設の運営状況を踏まえると、現段階において、各施設が徴収する実費の内容や水準は、保護者に対して適切な説明と合意のもとで運用されており、極端な負担の偏在や不均衡が発生しているとは認識しておりません。

また、保護者側からも、当該実費負担に関して制度的な給付措置を求める声は特段多く寄せられておらず、一定の理解と協力のもとで日常の保育運営が成り立っている状況です。

今後、国の制度改正や指針の明確化により、自治体に対して本制度の導入が求められるような状況が具体的に示された場合、町としても必要に応じた対応を検討することになりますが、現時点では、ただちに導入を進めることは考えておりません。

本町としては、今後の国の制度設計の推移や他自治体の運用状況、保護者からの要望の有無などを総合的に見極めながら、必要に応じて柔軟な対応を検討していきます。

## 事業名

(20)多様な事業者の参入促進・  
能力活用事業

## 事業概要

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

### 第3期計画では…

本町では現在のところ、本事業に基づく特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究や新たな制度的枠組みの導入は行っておりません。町内における教育・保育の提供体制については、既存の認定こども園や保育所等が地域の実情やニーズに応じた運営を行っており、現場の保育関係者が限られた人的・物的資源の中で日々工夫を重ねながら、子どもたちの成長や家庭の支援のために真摯に取り組んでいるところです。

そうした地域に根差した主体の尽力により、当面の保育需要には概ね対応できている状況にあります。

#### 【確保の方策】

町における特定教育・保育施設等の運営体制は、既存の事業者や社会福祉法人等が中心となり、地域の実情に即した安定的な保育サービスの提供を行っており、保育需要に対しても概ね必要な定員を確保できている状況です。これまで地域に根差した事業者は、限られた人材や資源の中でも工夫と努力を重ねながら、継続的に保育事業を担ってきました。その結果、一定の運営基盤が確立されています。

現状を踏まえれば、現時点において新たな民間事業者の参入を積極的に促進する必要性は高くないと考えています。一方で、将来的な制度改正や保育ニーズの変化、人口構造の変動などに柔軟に対応するためには、多様な主体の参入が選択肢として必要になる場面も想定されることから、今後の動向を注視しつつ対応する方針です。

また、本町では令和7年度から、保育・医療・福祉分野における人材不足への対応として、「新ひだか町医療・福祉人材確保事業補助金」を創設し、既存事業者に対しても人材確保に向けた支援を行います。この補助制度により、地域内の保育・教育を担う法人等が引き続き安定した運営を行えるように、町としても現場と一体となった支援体制を強化してまいります。

## 第4章

### 計画の推進に向けて

## 1. 計画の推進に向けて

本計画では、乳幼児期の教育・保育、ならびに地域の子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保のあり方、そしてその実施時期などについて、現実に向き合いながら定めています。

しかし、真に目指すべきは、数値や制度の整合ではなく、目の前の一人ひとりのこどもが、どんな環境に生まれても、愛情に包まれ、健やかに育ち、自分の可能性を信じて笑顔で歩んでいける環境の実現です。

地域の子育て支援に携わるすべての人々と、現場の声に耳を傾けながら「共に考え」「共に支え」「共に歩み」、こども家庭センターを中核とし、母子保健、福祉、教育、地域、関係機関が縦割りの枠を超えて「ひとつのチーム」となり、横断的な施策を推進します。

また、子ども・子育て支援事業者や学校、町民の皆さんから寄せられる声に向き合い、実態に即した形で施策を丁寧に構築・展開し、こどもたちの未来を育む責任を共有する者として、情熱をもって一丸となってこの計画を推進します。

『一人でも多くのこどもに「ここに生まれてよかった」と思ってもらえるように』  
『一人でも多くの保護者が「この町なら子育てができる」と安心できるように』

この町に育まれるすべての命と、その未来を信じ、関係者との協力・連携のもとこの計画を推し進めていきます。

## 2. 計画の進行管理

本計画を確実、着実に、そして誠実に進めていくために、計画に基づく各施策の進捗状況や成果を、継続的に確認・検証します。

その中心となるのが、「新ひだか町子ども・子育て会議」です。

この会議では、町内の保育・教育関係者、子育て支援者、学識者、地域住民の代表者など、多様な立場の委員が、それぞれの「経験」と「想い」を持ち寄り、議論を交わし、そこで見えてくる現場の課題や可能性を、町の施策に反映し、柔軟に計画を見直し・修正を行います。

また、町はすべての保育施設との「緊密な関係性」を大切にし、各施設の現状やニーズを的確に把握するため、毎年度、対話的なヒアリングを実施します。単なる「聞き取り」ではなく、現場と町が“同じ目線で課題の共有を行うための場”としていきます。

さらに、こども家庭センターは、妊娠期から学齢期までの切れ目のない支援の「核」として、こどもと家庭に最も近い立場で支援を展開しつつ、保育施設・教育機関・医療・福祉・地域団体との強固な連携の調整機関として機能します。

こどもの幸せのために、本町全体が一つの大きな輪となって、その未来を支えていきます。この町で生まれるすべての命が、地域に見守られ、慈しまれながら成長していけるよう、本計画を推進します。